

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

奈義町地域整備課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より指定給水工事事業者は5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

指定の有効期限が従来の無期限から5年間となります。

旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期限が異なります（下記参照）

奈義町から指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

更新手続きに関する案内は、奈義町役場地域整備課から別途郵送して通知します。なお、名称や住所の変更を届け出でなかった等により、通知が不着となった場合、再通知や電話での連絡といった特別な対応はいたしませんのでご注意ください。

指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。

給水装置主任技術者の選任

給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
水道法第25条の3で規定された失格要件に該当しない者

更新申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）
又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類
（免状又は技術者証等）

○指定更新申請時に4項目の確認を行います（参考）

事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施工規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

1. 指定給水装置工事事業者の研修会の受講実績
2. 指定給水装置工事事業者の業務内容
（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
3. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
4. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

お問い合わせ先

奈義町役場地域整備課

TEL：0868-36-4113

FAX：0868-36-6780